

《当会の申し入れとライフティからの回答についてさらに詳しく知りたい方はこちら》

エステティック契約の代金を分割払いクレジットを利用して契約した際に、脱毛エステ業者が倒産して契約不履行となった場合、契約書面の記載不備でクーリング・オフができる場合、嘘の説明（不実告知）により取消しができる場合、消費者は、脱毛エステ業者とクレジット会社に対し契約の解除・取消しを主張し、支払い請求の停止を主張できます。クーリング・オフと不実告知取消しの場合は既払金返還請求もできます（割賦販売法に規定あり）。

有料施術＋無料施術・期間無制限という契約条件の(株)ビューティースリーの契約について、こうした主張が適用できるかどうかは、なくす会の共通義務確認訴訟において裁判所の判決により判断が下されます。

なくす会は、それまでの間、なくす会の裁判手続に参加を希望されている対象消費者の皆さんが延滞情報の登録を受けないように、支払請求停止の通知書を送付した対象消費者については支払い請求を停止すること、信用情報機関に延滞情報を登録しないことを、ライフティ(株)に対し申入書を送付しました（2024年2月22日付申入書）。

これに対し、ライフティ(株)は、共通義務確認訴訟における裁判所の判断を踏まえて統一的な解決を図るため、通知書を送付した対象消費者については支払請求を停止すること、延滞情報の登録をしない対応とすることを回答しました（2024年2月29日付回答書）。